

熊本地震における生活福祉資金貸付 返還金は、保護費以外の収入から控除

厚生労働省が「通知」、市も改善を約束

熊本地震復旧のために借りた「生活福祉資金・緊急小口」が、措置期間の1年を過ぎ、返還が始まっています。保護世帯は、わずかな生活扶助費の中から返済しなければなりません。

党市議団は、今年5月、熊本市・5カ所の福祉事務所に「国の考えに基づき、保護費以外の収入がある場合、返還金分を収入認定しない」ように申し入れていました。しかし、市は改善を渋っていました。

6月2日の政府交渉で厚生労働省

は、「通知を出し、保護費以外の収入から控除することを徹底する」と約束していました。6月16日、ちょうど市議会委員会開催日に「貸付資金の償還金に係る収入認定の取り扱いについて」の通知が出されました。

委員会では、通知に基づき適切に対応するとの答弁があり、改善されることになりました。

上野議員は、改善内容を徹底することと、「控除」の扱いができない人についても負担とならないよう配慮することを求めました。

保護制度の中で震災復旧ができるよう国の制度改善を

そもそも保護世帯は、借金をすることはできません。上野議員は、壊れた家財の復旧を「借金」で行う貸付制度の利用ではなく、

- ① 家具什器の特別基準が適用されるよう国の要件を緩和すること

- ② 家財道具の復旧のために支給される扶助等を設けることなどを、国に対し要望することも求めました。

★ご要望・ご相談は党市議団へ
☎ 328-2656

日本共産党 市議会だより
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか やまべひろ
熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 1052
2017年6月25日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ホーム：共産党熊本市議団 検索



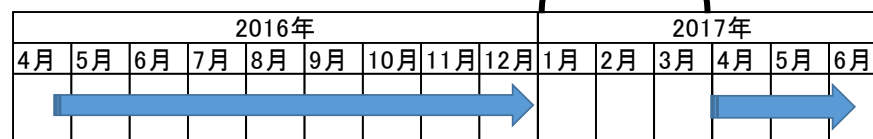
地震による農業倉庫や農機具修繕への助成制度 全ての対象者が利用できるよう改善を！

地震により農業倉庫やトラクターなど農機具が被害を受けた農家に対し、修繕費用の9割を補助する「経営体育成支援事業」。同制度については、昨年12月をもって制度が締め切られましたが、今年度修繕分も支援の対象となることになりました。しかし、

その間の2017年1月から3月に修繕をした農家は支援から外れた形になっています。

経済委員会では、公平な支援制度とは言えず改善を図るよう求めました。この期間に修繕等をされた農家の方は、ぜひご連絡いただければと思います。

2017年1月～3月に修繕した農家は助成制度の枠外に！



支援制度の打ち切り ↑

支援制度の受付再開 ↑

(控室から)
ブルーシートと再開発
なすまどか

6月議会では、交通センター一帯の桜町再開発のなかで整備されるMICE施設(『仮称』熊本城ホール)の今後のスケジュールについて説明がありました。桜町周辺では、交通センターや県民百貨店の姿はもうなく、広大な土地には重機が並び、現在は杭工事が行われています。

一方で、私の住む東区を歩くと、家屋が解体されたものの空き地のままで放置された土地が目立つようになりました。また、屋根の上にはブルーシートが被せられている家も多くあります。劣化し破れたブルーシートに梅雨の雨が容赦なく打ち付ける光景を目の当たりにするたび、胸が締めつけられます。

莫大な税金を投じて着々と整備が進むMICE整備と今なおブルーシートが残された被災家屋——被災者の生活再建を最優先に進めていく」との大西市長の言葉に大きな疑問が生じます。

震災から一年が経過しましたが、住宅再建・生活再建はまだまだ進んでいません。その原因は、現在の支援制度が弱く、被災の実態に見合ったものとなっていないことにあります。

義援金頼みの一部損壊世帯への支援を抜本的に拡充するとともに、全壊・半壊世帯への上乗せ支援など、市独自の支援制度創設に踏み切るべきです。



政務活動費の海外調査、速やかに「報告書」提出を

6月15日、議会活性化検討会が開かれ、海外調査に関する政務活動費の運用が改善されました。合わせて、質問についての取り扱い、議場コンサート開催についても検討しました。

政務活動費による海外調査についての改善内容は、以下のとおりです。

【現行】

事前に議会運営委員会へ、期間・目的地・調査目的を報告する。実施報告は、翌年度4月の政務活動費収支報告書提出時に、提出する。

【見直し内容】

事前報告に加え、実施後速やかに報告書を議長へ提出。その後、議会運営委員会へ報告。内容は、スケジュールや飛行機の使用クラス、宿泊施設名、同行者、学んできた内容などを記載したもの。

これまでは、報告書の提出が遅かったこと、内容の詳細が報告されてこなかった点が改善されました。

政務活動費についての関連文書は、議会図書館で閲覧することができます。政務活動としてふさわしい調査になっているか、閲覧を通し、市民の監視が必要です。

<最近の実績>

2014年度	5件	9名
2015年度	2件	4名
2016年度	1件	1名
2017年度	1件	1名

「議場コンサート」引き続き検討

今年11月中旬をめどに、被災していた本会議場が復旧します。

完了後、市民に開かれた身近な議会をめざす取り組みとして、傍聴の促進や市民の文化芸術に寄与することを目的に「議場コンサート」を開催することを検討課題にしました。

会派それぞれに、さまざまな意見があったことから、継続して検討することとなりました。



生活保護費の過誤払いー 安易な返還処分ではなく、最低限度の生活保障を！

「保護費の過払いの返還は、最低限度の生活を保障できない場合、返還しなくていい」今年2月、東京地裁で、画期的な判決が出されました（東京都は控訴せず、判決が確定）。

6月17日、この裁判の報告と生活保護問題についての学習会が開かれ、共産党市議団も参加しました。

■ケースワーカーの不足 増える過誤払い

保護費の過誤払いは、熊本市をはじめ全国で増えています。過大支給された人が、突然保護費の返還を求められ、苦しい生活の中、さらなる困窮を余儀なくされています。

過誤払いの原因としては、ケースワーカーの不足があります。担当件数が多いためにチェックが行き届かず、一方で支給額の明細書がないため、保護者の方は確認ができません。

■全額返済の根拠 生活保護法 63 条の安易な運用

保護費の過大支給分については、生活保護法 63 条により、原則、全額返還とされています。しかし、自立更生のための費用は返還額から除くことが認められています。

全国的には「自立更生費」について、十分な聞き取りをしないまま、安易に全額返還させる例が増えています。自立更生の費用をきちんと控除してもらうことが必要です。

憲法25条の立場に立ち、安易な返還処分はやめるべき

今回の東京地裁判決は、憲法 25 条が定める、国民の最低限度の生活を保障する立場で出されたものです。その立場に立つならば、保護費

の過誤払い返還は、安易に求めるべきではありません。

